



Bureau Veritas Japan Co., Ltd.

**Yokohama Head Office: Silk Centre Bldg. 2F, 1 Yamashita-cho,
Naka-ku, Yokohama, Japan 231-0023**

TEL: 045-664-3831 FAX: 045-664-2017

Document Title: 試験業務規程

(CTC-JP-HQAA-RD01)

Rev. 1.4

Issue Date: 1 April, 2010

Revised Date: 1 June, 2015

試験業務規程

第1章 総則	2
(趣旨)	2
(基本方針)	2
(試験の業務を行う時間及び休日)	2
(事務所の所在地及びその業務区域)	2
(業務の範囲)	2
第2章 試験の業務の実施方法	2
第1節 申請手続き	2
(試験の申請)	3
(試験の申請の受理及び契約)	3
第2節 試験の実施方法	4
(審査の実施方法)	4
(証明書の交付等)	4
(試験の申請の取下げ)	5
第3章 試験料金等	5
(試験料金の収納)	5
(試験料金の返還)	5
第4章 試験員	5
(試験員の選任)	5
(試験員の解任)	5
(秘密保持義務)	5
第5章 試験の業務に関する公正の確保	6
(試験の業務の実施及び管理の体制)	6
(試験の業務に関する公正の確保)	6
第6章 雑則	6
(試験業務規程の公開)	6
(財務諸表等の備付け及び閲覧等)	7
(帳簿及び書類の保存期間)	7
(帳簿及び書類の管理並びに帳簿及び図書の保存方法)	7
(損害賠償保険への加入)	7
(事前相談)	7
(電子情報処理組織に係る情報の保護)	8
(附則)	8
別表1 (第11条関係)	10
別表2 (第5条・第13条関係)	11

試験業務規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この試験業務規程(以下「規程」という。)は、ビューローベリタスジャパン株式会社(以下「BVJ」という。)が、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号。以下「法」という。)第59条第1項の規定により登録試験機関として行う特別評価方法認定のための審査に係る試験(以下「試験」という。)の業務の実施について、法第61条第3項において準用する法第49条の規定に基づき必要な事項を定めるものである。

(基本方針)

第2条 試験の業務は、法及びこれに基づく命令によるほか、この規程により、公正かつ的確に実施するものとする。

(試験の業務を行う時間及び休日)

第3条 試験の業務を行う時間は、休日を除き、午前9時00分から午後5時30分までとする。

2 試験の業務の休日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日並びに土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 年末年始(期日はその年度毎に決定する)

3 試験の業務を行う時間及び休日については、緊急を要する場合その他正当な理由がある場合又は事前に BVJ と申請者との間において試験の業務を行うための日時の調整が図られている場合はこれらの規定によらないことができる。

(事務所の所在地及びその業務区域)

第4条 事務所の所在地は、東京都新宿区西新宿1丁目6番1号 とする。

2 試験の業務を行う区域は、日本全国とする。

(業務の範囲)

第5条 BVJは、平成17年国土交通省告示第922号の第2項第1号から第7号までに規定する区分について、試験の業務を行うものとする。(別表2(い)項)

第2章 試験の業務の実施方法

第1節 申請手続き

(試験の申請)

第6条 試験の申請をしようとする者は、BVJに対し、試験申請書(住宅の品質確保の促進に関する法律施行規則(平成12年建設省令第20号。以下「施行規則」という。)別記第62号様式)及び施行規則第82条各号に掲げる図書(以下「試験用提出図書」という。)を、BVJが別に定める期日までに提出するものとする。

2 前項の規定により提出される図書の受理については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織(BVJの使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と申請者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)の使用又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)の受理によることができる。

(試験の申請の受理及び契約)

第7条 BVJは、前条の申請があったときは、次の事項を確認し、当該試験用提出書類を受理する。

- (1) 審査の申請に係る特別評価方法が第5条に定める試験の業務の範囲内であること。
- (2) 試験用提出図書に形式上の不備がないこと。
- (3) 試験用提出図書に記載すべき事項の記載が不十分でないこと。
- (4) 試験用提出図書に記載された内容に明らかな虚偽がないこと。

2 BVJは、前項の確認により、試験用提出図書が同項各号のいずれかに該当しないと認める場合においては、その補正を求めるものとする。

3 申請者が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、BVJは、受理できない理由を明らかにするとともに、申請者に試験用提出図書を返還する。

4 BVJは、第1項により試験の申請を受理した場合においては、申請者に承諾書を交付する。この場合、申請者とBVJは別に定める「試験業務約款」に基づき契約を締結したものとする。なお、試験申請書に承諾印を押印したものの写しをもって、承諾書に代えることができるものとする。

5 申請者が、正当な理由なく、試験に係る料金を指定の期日までに支払わない場合には、BVJは前項の契約を解除することができる。

6 第4項の「試験業務約款」及び承諾書(申請書に承諾印を押印したものを含む。)には、少なくとも次の各号に掲げる事項について明記するものとする。

- (1) 申請者は、提出された書類のみでは試験を行うことが困難であるとBVJが認めて請求した場合は、試験を行うのに必要な追加書類を双方合意の上定めた期日までにBVJに提出しなければならない旨の規定
- (2) 申請者は、試験用提出図書等に関する是正事項を指摘した場合は、双方合意の上定めた期日までに当該部分の試験用提出図書の修正その他必要な措置をとらなければならない旨の規定
- (3) 試験の結果の証明書(法第59条第2項に規定するものをいう。以下同じ。)の交付前までに申請者の都合により申請内容を変更する場合は、申請者は、双方合意の上定めた期日までにBVJに変更部分の試験用提出図書を提出しなければならない旨の規定及びその

変更が大幅なものとBVJが認める場合にあつては、申請者は、当初の申請内容に係る申請を取下げ、別に改めて試験を申請しなければならない旨の規定

- (4) BVJは、試験の結果の証明書を交付し、又は試験の結果の証明書を交付できない旨を通知する期日(以下「業務期日」という。)を定める旨の規定
- (5) BVJは、申請者が(1)から(4)までの規定に反した場合には、前号の業務期日を変更することができる旨の規定
- (6) BVJは、不可抗力によって、業務期日までに試験の結果の証明書等を交付することができない場合には、申請者に対してその理由を明示の上、必要と認められる業務期日の延期を請求することができる旨の規定
- (7) 申請者が、その理由を明示の上、BVJに書面をもって業務期日の延期を申し出た場合でその理由が正当であるとBVJが認めるときは、BVJは業務期日の延期をすることができる旨の規定
- (8) BVJは、申請者の責めに帰すべき事由により業務期日までに試験の結果の証明書等を交付することができないときは、契約を解除することができる旨の規定

第2節 試験の実施方法

(審査の実施方法)

第8条 BVJ は、試験の申請を受理したときは、速やかに、第 13 条に定める試験員2名以上に審査を実施させる。

2 試験員は、次に定める方法により審査を行う。

- (1) 試験用提出図書をもって審査を行う。
- (2) 審査を行うに際し、書類の記載事項に疑義があり、提出された図書のみでは試験を行うことが困難であると認めるときは、追加の図書を求めて審査を行う。
- (3) (1)又は(2)の図書のみでは、試験を行うことが困難であると認めるときは、申請者にその旨を通知し、試験に係る実物等の提出を受け、当該試験を行うことが困難であると認める事項について追加試験その他の方法により審査を行う。

3 試験員は、審査上の必要があるときは、試験用提出図書に関し申請者に説明を求めるものとする。

(証明書の交付等)

第9条 BVJ は、審査の結果、申請に係る特別評価方法が、日本住宅性能表示基準に従って表示すべき性能に関し、評価方法基準に従った方法に代えることができると認める場合には、施行規則第 63 号様式の試験の結果の証明書を申請者に交付するものとする。

2 BVJ は、審査の結果、申請に係る特別評価方法が、日本住宅性能表示基準に従って表示すべき性能に関し、評価方法基準に従った方法に代えることができないと認めたとき又は評価方法基準に従った方法に代えられるか否か判定できないときは、その理由を付した通知書を申請者に交付するものとする。

(試験の申請の取下げ)

第10条 申請者は、申請者の都合により証明書の交付前に申請を取り下げる場合は、その旨及び理由を記載した取下届を BVJ に提出する。

2 前項の場合においては、BVJ は当該申請に係る試験の業務を中止し、試験用提出図書を申請者に返却する。

第3章 試験料金等

(試験料金の収納)

第11条 BVJ は、試験の申請を受理し、契約を締結した時は、別表 1 に定める試験料金一覧表に従い、試験料金の請求書を申請者に対して発行する。

2 申請者は、前項の試験料金を、BVJの指定する銀行へ振り込みにより、指定期日までに BVJ に納入する。ただし緊急を要する場合又は申請者の要望で BVJ が認める場合には、別の収納方法によることができる。

3 前項の払い込みに要する費用は申請者の負担とする。

(試験料金の返還)

第12条 BVJ が収納した試験料金は返還しない。ただし、BVJ の責に帰すべき事由により試験の業務が実施できなかった場合には、この限りではない。

第4章 試験員

(試験員の選任)

第13条 BVJ は、試験の業務を実施させるため、法第 64 条に定める要件を満たす者の中から試験員を選任する。

2 試験員は、BVJ の職員から選任するほか、BVJ の職員以外の者に委嘱して選任する。

3 試験員の選任は、当該試験員が審査を行う試験の対象範囲を、別表 2(い)項及び(ろ)項の区分により明示して行うものとする。

(試験員の解任)

第14条 BVJ は、試験員が次のいずれかに該当する場合その他必要があると認めた場合においては、その試験員を解任するものとする。

(1) 秘密保持義務違反等の職務上の業務違反その他試験員としてふさわしくない行為があったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(秘密保持義務)

第15条 BVJ の役員及びその職員(試験員を含む。以下同じ。)並びにこれらの者であった者は、

試験の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

第5章 試験の業務に関する公正の確保

(試験の業務の実施及び管理の体制)

第16条 BVJは、試験の業務に従事する職員を住宅評定部に配置する。

- 2 BVJは、住宅評定担当役員を法第63条第1項第3号に規定する専任の管理者に任命する。
- 3 専任の管理者は、試験の業務を統括し、試験の業務の適正な実施のため、必要かつ十分な措置を講ずるものとする。
- 4 試験員又はBVJの役員若しくは職員以外の者は、試験の業務に従事しないものとする。

(試験の業務に関する公正の確保)

第17条 BVJは、BVJの役員又は職員(試験員を含む。)が、試験の申請を自ら行った場合又は代理人として試験の申請を行った場合は、当該住宅に係る試験を行わないものとする。

- 2 BVJは、BVJの役員又は職員(試験員を含む。)が、試験の申請に係る住宅若しくはその部分又は当該申請に係る住宅の部分を含む住宅について次のいずれかに該当する業務を行った場合は、当該住宅に係る試験を行わないものとする。
 - (1) 設計に関する業務
 - (2) 販売又は販売の代理若しくは媒介に関する業務
 - (3) 建設工事に関する業務
 - (4) 工事監理に関する業務
 - (5) 製造に関する業務
- 3 BVJは、BVJの役員又はその職員(試験員を含む。)がその役員又は職員(過去2年間に役員又は職員であった者を含む。)である者の行為が、次のいずれかに該当する場合(当該役員又は職員(試験員を含む。)が当該申請に係る試験の業務を行う場合に限る。)は、当該住宅に係る試験を行わないものとする。
 - (1) 試験の申請を自ら行った場合又は代理人として試験の申請を行った場合
 - (2) 試験の申請に係る住宅若しくはその部分又は当該申請に係る住宅の部分を含む住宅について前項(1)から(5)までのいずれかに掲げる業務を行った場合
- 4 BVJは、第1項から第3項までに掲げる場合に準ずる場合であって、試験の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがある場合は、試験の業務を行わないものとする。

第6章 雑則

(試験業務規程の公開)

第18条 BVJは、本規程を試験の業務を行うすべての事務所で業務時間内に公衆の閲覧に供するとともに、インターネット上に開設した機関のホームページ(<http://www.bvjc.com/>)において

公表するものとする。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第19条 BVJは、毎事業年度経過後3月以内に、その事業年度の貸借対照表及び収支計算書並びに事業報告書(以下「財務諸表等」という。)を作成し、5年間事務所に備えて置くものとする。

2 利害関係人は、BVJの業務時間内は、次に掲げる請求をすることができる。

- (1) 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- (2) 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を施行規則第65条で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
- (3) 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって施行規則第66条で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

(帳簿及び書類の保存期間)

第20条 帳簿及び書類の保存期間は、次の各号に掲げる文書の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 法第61条第3項において準用する法第19条第1項の帳簿 試験の業務を廃止するまで
- (2) 試験用提出図書及び試験結果証明書等の写しその他審査の結果(審査を行った年月日並びに当該年月日毎の審査時間、審査を行った試験員の氏名、審査における指摘事項及び当該指摘事項に対して申請者が行った補正の内容等を含む。)を記載した書類 試験の業務を廃止するまで

(帳簿及び書類の管理並びに帳簿及び図書の保存方法)

第21条 前条各号に掲げる文書の保存は、審査中にあつては審査のため特に必要ある場合を除き事務所内において、審査終了後は施錠できる室(外部の倉庫を含む。)、ロッカー等において、確実かつ秘密の漏れることのない方法で行う。

2 前項の保存は、前条(1)に規定する帳簿への記載事項及び(2)に規定する書類が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスク等の保存にて行うことができる。

(損害賠償保険への加入)

第22条 BVJは、試験の業務に関し支払うことのある損害賠償のため保険契約(地震その他の自然変象によって明らかとなった瑕疵についての補償が免責事項になっていないもの。)を締結するものとする。

(事前相談)

第23条 申請者は、試験の申請に先立ち、BVJに事前に相談をすることができる。この場合において、BVJは誠実かつ公正に対応するものとする。

(電子情報処理組織に係る情報の保護)

第 24 条 BVJは、電子情報処理組織による申請の受付及び図書の交付を行う場合にあつては、情報の保護に係る措置について別に定めることとする。

(附則)

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日より施行する。

附属文書

関係条項	様式の名称	識別番号
なし		

最新版

版番号	Rev. 1.4
発効日	平成 27 年 6 月 1 日

改訂履歴

改訂版 Rev. 1.4	平成 27 年 6 月 1 日 制定
改訂版 Rev. 1.3	平成 26 年 4 月 1 日 改訂
改訂版 Rev. 1.2	平成 23 年 11 月 1 日 改訂
改訂版 Rev. 1.1	平成 23 年 1 月 1 日 改訂
初版 Rev. 1.0	平成 22 年 4 月 1 日 制定

別表1 (第11条関係)

試験料金一覧表

< 特別評価方法認定のための試験業務 >

1. 特別評価方法認定に係る試験業務料

申請1件につき、次の表1の(い)の欄に掲げる認定の区分に応じ、(ろ)欄及び(は)欄に掲げる額の合計額

表 1

(単位:円 外税)

(い)		(ろ)	(は)
特別の建築材料に応じて評価する方法の認定		280,000円	40,000円
特別の構造方法に応じて評価する方法の認定	構造の安定に関する性能表示項目として国土交通大臣が定めるものに係る認定	床面積の合計が500m ² 以内のもの	370,000円
		床面積の合計が500m ² を越え、3,000m ² 以内のもの	560,000円
		床面積の合計が3,000m ² を越え、10,000m ² 以内のもの	840,000円
		床面積の合計が10,000m ² を越えるもの	1,080,000円
		上に掲げる認定以外のもの	350,000円
特別の試験方法に応じて評価する方法の認定		450,000円	50,000円
特別の計算方法に応じて評価する方法の認定		450,000円	50,000円

2. 次に掲げる場合の試験業務料は、前記1の規定に関わらず次に掲げる場合の区分に応じ、(1)から(3)に定める額とします。

- (1) 建築基準法第68条の25第1項の構造方法の認定その他建築材料又は建築物に係る構造方法、試験方法若しくは計算方法に関する認定、評定又はこれらに類するもので国土交通大臣が認めるもの(以下において「技術的認定等」という。)を受けた特別評価方法(建築材料又は構造方法に係るものに限る)について認定を受けようとする場合
申請1件につき、表1の(い)欄に掲げる認定の区分に応じ、(ろ)欄に掲げる額に2分の1を乗じた額及び(は)欄に掲げる額の合計額を加算した額
- (2) 技術的認定等を受けた特別評価方法(試験方法又は計算方法に係るものに限る)について認定を受けようとする場合
申請1件につき、表1の(い)欄に掲げる認定の区分に応じ、(ろ)欄に掲げる額に3分の2を乗じた額及び(は)欄に掲げる額の合計額を加算した額
- (3) 1の申請において、表1の(い)欄に掲げる2以上の認定の区分について認定を受けようとする場合
それぞれの認定の区分に係る(ろ)欄に掲げる額((1)に規定する場合にあっては(ろ)

欄に掲げる額に3分の2を乗じた額)の合計額及びそれぞれの認定の区分に係る(は)欄に掲げる額のうち最も大きい額の合計額を加算した額

なお、前記(1)(2)の技術的認定等に係る性能評価は、ビューローベリタスジャパン株式会社が行うものに限ります。

別表2 (第5条・第13条関係)

区分	(い)	(ろ)
1	耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)	構造の安定に関すること
2	耐震等級(構造躯体の損傷防止)	
3	その他(地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)	
4	耐風等級(構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)	
5	耐積雪等級(構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)	
6	地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法	
7	基礎の構造方法及び形式等	